

輸入の禁止の対象から除外するための基準（規則別表2の2関係）及びその輸出国への要求事項（実施要領別表関係）

[下線部が追加又は修正箇所。二重線取り消し線が削除箇所。]

地域	植物	基準	要求事項	備考
1 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ	あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンポマネシア・キサントカルパ、キウイフルーツ、クリソフィルム・ゴノカルプム、 <u>こだちとまと</u> 、 <u>ごれんし</u> 、 <u>さくらんぼ</u> 、 <u>ざくろ</u> 、サボジラ、ジジフス・ジョアセイロ、ズエラニア・ガイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう（付表第1に掲げるものを除く。）、 <u>まるきんかん</u> 、 <u>マンゴウ</u> （別表2の付表第43、第51及び第53に掲げるものを除く。）、 <u>もも</u> 、 <u>ももたまな</u> 、 <u>りんご</u> 、 <u>きいちご</u> 属植物（付表第3に掲げるものを除く。）、 <u>コーヒーノキ</u> 属植物、 <u>すのき</u> （ <u>こけもも</u> ）属植物（付表第4に掲げるものを除く。）、 <u>にんめんし</u> 属植物、 <u>ばんじろう</u> 属植物、 <u>ばんれいし</u> 属植物、 <u>ふともも</u> 属植物、 <u>みかん</u> 属植物（ <u>ライム</u> 及び <u>レモン</u> 並びに付表第2に掲げるものを除く。）及び <u>ユーゲニア</u> 属植物の生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）に侵されていないことが特記されていること。 一 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。 二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、 <i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載すること。 （1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。 （2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。	新たに寄主植物となることが確認された植物を追加。

			<p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p>○メキシコ産マンゴウ生果実に対する作業計画（温湯処理及び強制通風加熱処理）</p> <p>証明書の消毒欄に処理内容の記載</p> <p>(The Certificate will include the treatment specifications, date and facility registration number.)</p> <p>A) According to the inspection, this product is not infested by fruit flies.</p> <p>B) This product is not from the State of Chiapas. And in case of a med fly outbreak in another different state to Chiapas, the name of this state will be written in the additional statements section.</p> <p>○メキシコ合衆国ソノラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州におけるアナストレファ属ミバエに対する検疫措置に係る作業計画（マンゴウ生果実、グレープフルーツ、オレンジ、マンダリン）</p> <p>“These regulated articles are originated of a pests free area”</p>	
2 アルゼンチン、エクアドル、コ	すいか、ゆうがお、かぼちや属植	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、そ	輸出国植物検疫機関が作成し、	

<p>ロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p>	<p>物及びきゆうり属植物の生果実</p>	<p>の検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha grandis</i>に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Anastrepha grandis</i>が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha grandis</i>を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>	<p>かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載すること。</p> <p>（1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。</p> <p>（2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> 各作業計画内に記載。</p>	
<p>3 エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、</p>	<p>かき、カシューナッツ、くだもの とけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふともも、マメーリング、</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査</p>	<p>輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫</p>	

<p>メキシコ</p>	<p>まるめろ、マンゴウ、もも、もんびん、ロコトとうがらし、カシミア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物（ライム及びレモンを除く。）の生果実</p>	<p>証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha ludens</i>（メキシコミバエ）に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Anastrepha ludens</i>（メキシコミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha ludens</i>（メキシコミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>	<p>課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載すること。</p> <p>（1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。</p> <p>（2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> 各作業計画内に記載。</p> <p>○メキシコ産マンゴウ生果実に対する作業計画（温湯処理及び強制通風加熱処理）</p> <p>(The Certificate will include the treatment specifications, date and</p>
-------------	---	---	---

			<p>facility registration number.)</p> <p>A) According to the inspection, this product is not infested by fruit flies.</p> <p>B) This product is not from the State of Chiapas. And in case of a med fly outbreak in another different state to Chiapas, the name of this state will be written in the additional statements section.</p> <p>○メキシコ合衆国ソノラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州におけるアナストレファ属ミバエに対する検疫措置に係る作業計画 (マンゴウ生果実、グレープフルーツ、オレンジ、マンダリン) "These regulated articles are originated of a pests free area"</p> <p>○メキシコ合衆国産グレープフルーツ及びオレンジの生果実の対日輸出に係る作業計画 "The fruits were not produced in Chiapas(*) and treated in concordance with the work plan exporting grapefruit (or orange) from Mexico to Japan."</p> <p>* もしチチュウカイミバエ (Ceratitis capitata) がチアパス州以外の州で発見された場合は、そ</p>	
--	--	--	---	--

			<p>の州を*に記すこと</p> <p>○メキシコ産グレープフルーツ      に関し日メキシコ植物検疫機関      が定めた取扱に係る作業計画</p> <p><i>The fruit having been produced outside      the State of Chiapas, harvested during      the period July 1 to November 30, this      shipment destined for Japan apparently      is free of fruit fly.</i></p> <p><i>This fresh fruit has been produced      outside the State of Chiapas as a result of      trap surveys, ground and / or aerial bait      sprays, the present shipment destined for      Japan apparently is free of fruit fly.</i></p>	
<p>4          エクアドル、エルサルバドル、          ガイアナ、グアテマラ、コスタ          リカ、コロンビア、スリナム、          ニカラグア、西インド諸島、パ          ナマ、パラグアイ、ブラジル、          ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、          ホンジュラス、メキシコ</p>	<p>アセロラ、アーモンド、ごれんし、          サポジラ、ジャボチカバ、すもも、          なし、びわ、マヤナッツ、マンゴ          ウ（別表2の付表第43、第51及          び第53に掲げるものを除く。）、あ          かてつ属植物、かき属植物、にん          めんし属植物、ばんじろう属植物、          ふともも属植物及びユーゲニア属          植物の生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、そ          の検査の結果検疫有害動植物が付着していな          いことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査          証明書又はその写しを添付してあるものであ          ること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の          政府機関により定められた作業計画に従い、次          のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha          obliqua</i>（ニシインドミバエ）に侵されていない          ことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）が          発生していない状態が維持されている地域と          して輸出国の政府機関が指定する地域におい          て生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設にお</p>	<p>輸出国植物検疫機関が作成し、          かつ、農林水産省消費・安全局          植物防疫課長（以下「植物防疫          課長」という。）の認定を受け          た作業計画に基づき、輸出国植          物検疫機関の監督のもとに次の          いずれかの措置を行って本害虫          に侵されていないことを確認し          、その旨を検査証明書に追記す          ること。なお、（2）の措置を          行った場合は、その旨（当該措          置を行った日付及びその方法を          含む。）を検査証明書の所定の          欄に記載すること。</p> <p>（1）本害虫の発生がない状態</p>	

		<p>いて、<i>Anastrepha obliqua</i>（ニシインドミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>	<p>が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。</p> <p>(2) 輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> 各作業計画内に記載。</p> <p>○メキシコ合衆国ソノラ州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州及びシナロア州におけるアナストレファ属ミバエに対する検疫措置に係る作業計画（マンゴウ生果実、グレープフルーツ、オレンジ、マンダリン） <i>“These regulated articles are originated of a pests free area”</i></p> <p>○メキシコ産マンゴウ生果実に対する作業計画（温湯処理及び強制通風加熱処理）</p> <p>証明書の消毒欄に処理内容の記載 (The Certificate will include the treatment specifications, date and facility registration number.) A) According to the inspection, this</p>	
--	--	--	---	--

			<p><i>product is not infested by fruit flies.</i></p> <p><i>B) This product is not from the State of Chiapas. And in case of a med fly outbreak in another different state to Chiapas, the name of this state will be written in the additional statements section.</i></p>	
<p>5 アメリカ合衆国（フロリダ州に限る。）、西インド諸島、フランス領ギアナ</p>	<p>アキー、アセロラ、かき、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしようがき、すもも、ながきんかん、なし、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、輸出国の政府機関により定められた作業計画に従い、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 <i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</p> <p>二 輸出国の政府機関が指定する処理施設において、<i>Anastrepha suspensa</i>（カリブミバエ）を殺虫するために適切と認められる方法による処理が行われること。</p>	<p>輸出国植物検疫機関が作成し、かつ、農林水産省消費・安全局植物防疫課長（以下「植物防疫課長」という。）の認定を受けた作業計画に基づき、輸出国植物検疫機関の監督のもとに次のいずれかの措置を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、（2）の措置を行った場合は、その旨（当該措置を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載すること。</p> <p>（1）本害虫の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で生産されること。</p> <p>（2）輸出国植物検疫機関が指定する処理施設において、本害虫を殺虫するために適</p>	



			<p>切と認められる方法による処理が行われること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> 各作業計画内に記載。</p> <p>○米国フロリダ州産カリブミバエ寄主生果実に関し日米植物検疫機関が定めた取扱いに係る作業計画</p> <p><b>【検疫管理地域】</b></p> <p>1. スタンダードシーズン証明手続きに基づいて証明された果実の場合 <i>“Having been harvested during the period August 1 to April 15 and inspected by the US PPQ, the subject shipment destined for Japan is not believed to be infested by the Caribbean fruit fly.”</i></p> <p>2. ポストスタンダードシーズン証明手続きに基づいて証明された果実の場合 <i>“As a result of trap surveys, ground and / or aerial bait sprays and export inspection by the US PPQ, the subject shipment destined for Japan is not believed to be infested by the Caribbean fruit fly.”</i></p> <p><b>【低温処理及び臭化メチル】</b></p> <p>3. 短期間低温処理（植物検疫証明証の余白部分に次の付記）</p>	
--	--	--	--	--

			<p>“The subject fresh fruits were produced in (an) area(s) where the infestation density of the Caribbean fruit fly was low. Upon completion of the dissection examination of the fruit sample collected at random from the lot covered under this certificate, no live Caribbean fruit fly was detected.”</p>	
<p>6 アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）<u>、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島</u></p>	<p>アルファルファ、さつまいも、せいようひるがお、<u>そらまめ、こだしとまと、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、においひば、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実</u></p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera cockerelli</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericera cockerelli</i>に侵されていないこと（<i>Bactericera cockerelli</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> Fulfills item 6 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the</p>	<p>新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>

			Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)	
7 インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ	エリシムム・ケイラントイデス、おらんだぜり、ぐんばいなずな、しろざ、しろばなようしゆちようせんあさがお、せいようとげあざみ、せいよのだいこん、せいよひるがお、たまねぎ、てんさい、なずな、にんじん、のぼろぎく、はつかだいこん、ぶたくさ、あぶらな属植物及びなす属植物の生茎葉及び生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、 <i>Bactericera nigricornis</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Bactericera nigricornis</i> に侵されていないこと（ <i>Bactericera nigricornis</i> について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。  <b>【検疫証明書追記例】</b> <i>Fulfills item 7 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
8 イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、チェコ、ポルトガル、マルタ、	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵	

<p>アルジェリア、エジプト、カナリア諸島</p>		<p>と。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Bactericera trigonica</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Bactericera trigonica</i>に侵されていないこと（<i>Bactericera trigonica</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>	<p>されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検査証明書追記例】</b>  <i>Fulfills item 8 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
<p>9 インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキスタン、ギリシャ、キルギス、スペイン、タジキスタン、トルクメニスタン、フランス、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、スーダン、チュニジア、ナミビア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、ジャマイカ、プエルトリコ、メキシコ、ハワイ諸島</p>	<p>アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウエシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペスティフェル、シシンブリウム・イリオ、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、すべりひゆもどき、せいようわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノサ、とうがらし、トマト、にせか</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Circulifer tenellus</i>（テンサイヨコバイ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Circulifer tenellus</i>（テンサイヨコバイ）に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、茎葉に差し込むように産み付けられた卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検査証明書追記例】</b>  <i>Fulfills item 9 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	

	らくさけまん、にんじん、のはらがらし、はたざおがらし、フナストルム・ヒルテルム、ペクティス・パポッサ、ほうれんそう、やりのほあかざ、レピディウム・ラシオカルプム、あかざ属植物、あぶらな属植物、あま属植物、アリッサム属植物、キスツス属植物、ぎよりゆう属植物、きんかん属植物、くこ属植物、ジゴフィルム属植物、シトロンシラス属植物、せいようふうちようそう属植物、のうぜんはれん属植物、ばら属植物、ひやくにちそう属植物、ひゆ属植物、ふうろそう属植物、ふだんそう属植物、ペチュニア属植物、マッティオラ属植物及びみかん属植物の生茎葉			
10 アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グアム	いんげんまめ、キノア、さつまいも、すいか、だいず、トマト、なす、ばれいしよ、らつかせい、かぼちや属植物及びきゆうり属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Diabrotica undecimpunctata</i>（ジュウイチホシウリハムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Diabrotica undecimpunctata</i>（ジュウイチホシウリハムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 10 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	

<p>11 南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、ばれいしよ、ムクナ・プルリエンス、もも、らつかせい、きいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Naupactus leucoloma</i>（シロヘリクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> <i>Fulfills item 11 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
<p>12 アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトア</p>	<p>おおみのつるこけもも、せいようはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパきいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、にしきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Otiiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Otiiorhynchus ovatus</i>（イチゴクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、根に損害を与える幼虫の有無及び茎葉に損害を与える成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> <i>Fulfills item 12 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	

ニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド				
13 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	にれ属植物の木材	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジクイムシ) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジクイムシ) に侵されていないこと (<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジクイムシ) について消毒を行った場合は、その旨を含む。) が特記されていること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 13 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
14 インド、イラン、トルコ、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、	にれ属植物の木材	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、侵入孔及び脱出孔の有無並びに樹皮下の孔道内の幼虫、蛹及び成虫の有無の検査を行って本害虫</p>	

<p>英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モナコ、モルドバ、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア</p>		<p>と。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパニレノキクイムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパニレノキクイムシ）に侵されていないこと（<i>Scolytus scolytus</i>（ヨーロッパニレノキクイムシ）について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>	<p>に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 14 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
<p>15 モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア</p>	<p>イノンド、おらんだぜり、クミン、コエンドロ、セロリー、にんじん及びひめういきよの生茎葉</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Trioza apicalis</i>を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Trioza apicalis</i>に侵されていないこと（<i>Trioza apicalis</i>について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫</p>	<p>新たに発生が確認された地域を追加。</p>



			<p>に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検査証明書追記例】</b>  <i>Fulfills item 15 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
<p>16          アイルランド、英国、チリ、ニュージーランド</p>	<p>あめりかいわなんてん、ウアッキニウム・ミルティルス、せいようきづた、せいようとちのき、せいようばくちのき、せいようひいらぎ、せこいあおすぎ、チェリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、ヨーロッパぐり、ロマティア・ミリコイデス、あせび属植物、おがたまのき属植物、ゲウイナ属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ドリミス属植物、ぶな属植物、もくれん属植物及びゆりのき属植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、<i>Phytophthora kernoviae</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検査証明書追記例】</b>  <i>Fulfills item 16 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	<p>新たに発生が確認された地域を追加。</p>
<p>17          アイルランド、イタリア、英国、</p>	<p>とさみずき、ノトリトカルプス・</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、そ</p>	<p>培養資材及び根回りの被覆の用</p>	<p>新たに発生が確</p>

<p>英領チャネル諸島、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルグ、アメリカ合衆国、カナダ</p>	<p>デンシフロルス、ヒドランゲア・シーマニアイ、アジアナム属植物、あせび属植物、あめりかいかりそう属植物、アルクトスタフィロス属植物、アルブツス属植物、いすのき属植物、いちい属植物、いわなんてん属植物、うめがさそう属植物、うるし属植物、ウンベルラリア属植物、エリカ属植物、おがたまのき属植物、おしだ属植物、オリーブ属植物、かえで属植物、かなめもち属植物、かばのき属植物、がまずみ属植物、かや属植物、からまつ属植物、ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キスツス属植物、きづた属植物、きようちくとう属植物、くすのき属植物、くましで属植物、くり属植物、グリセリーニア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなろうばい属植物、ケアノツス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、シヨワジア属植物、しらたまのき属植物、シンフォリカルポス属植物、すいかずら属植物、すぐり属植物、</p>	<p>の検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、摂氏七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、<i>Phytophthora ramorum</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>に供する資材について、71℃以上で75分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 17 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	<p>認された地域を追加。</p>
---	---	--	---	-------------------

	すのき(こけもも)属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、つが属植物、つつじ属植物、つばき属植物、つばめおもと属植物、つまとりそう属植物、ていかかずら属植物、とうひ属植物、とがさわら属植物、ときわさんざし属植物、ときわまんさく属植物、とちのき属植物、とねりこ属植物、とねりばはぜのき属植物、とべら属植物、ドリミス属植物、なんきよくぶな属植物、にしきぎ属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、はこやなぎ属植物、はしどい属植物、はしばみ属植物、はなずおう属植物、ばら属植物、パラクメリア属植物、パロツティア属植物、はんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属植物、ひめつばき属植物、フィソカルプス属植物、フクシア属植物、ぶな属植物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、まてばしい属植物、まんさく属植物、みずき属植物、めぎ属植物、もくせい属植物、もくれん属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずり			
--	--	--	--	--

	は属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの			
18 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、イタリア、ウクライナ、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、ロシア	ゼルコウア・カルピニフォリア及びにれ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)及び木材	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Ophiostoma novo-ulmi</i> subsp. <i>novo-ulmi</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>当該植物が輸出される前に、本菌の媒介害虫の付着の有無並びに本菌による葉の黄化・萎凋の病徴、枝枯れの病徴及び枝又は幹の樹皮を剥ぐと現れる褐色の条斑等の病徴の有無の検査(疑わしい症状に対する精密検定を含む。)を行って本菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 18 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
19 インド、インドネシア、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、イタ	きゆうり、すいか、せいようかぼちや、とうがん、にほんかぼちや、ペポかぼちや、メロン及びゆうが	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書</p>	<p><del>次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追</del></p>	<p>・新たに発生が確認された地域を追加。</p>

<p>リア、ギリシャ、セルビア、ハンガリー、ナイジェリア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、コスタリカ、ブラジル、オーストラリア、北マリアナ諸島、グアム</p>	<p>おの種子生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>又はその写しを添付してあるものであること。  2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)に侵されていないことが特記されていること。  一 <i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)を発見するために適切と認められる方法による検査が行われていること。  二 核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われていること。</p>	<p><del>記すること。</del>  (1) 種子について  <u>次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>  <del>(1)ア</del> 採種用の親植物について、本細菌に有効な方法で消毒された種子又は本細菌に侵されていないことが確認された種子から生産され、<u>ほ場（栽培施設を含む。）で収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行うこと。</u>  <del>(2)イ</del> <del>種子について、栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検定を行うこと。</del>なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した30,000粒について行うこと。  (2) 生植物について  <u>以下のいずれかの種子であつて本細菌に侵されていないことが確認されている種子か</u></p>	<p>・苗、穂等の生植物を対象に追加。</p>
--	--	---	---	-------------------------

			<p><u>ら生産され、本細菌の汚染防止措置が行われているほ場（栽培施設を含む。）で栽培されたものについて、当該植物が輸出される前に、病徴の有無の検査を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p> <p><u>ア 採種用の親植物について、ほ場（栽培施設を含む。）で収穫期前（果実の成熟期）に、茎葉又は果実の表面の病徴の有無の検査（疑わしい症状に対する精密検定を含む。）を行った種子</u></p> <p><u>イ 栽培検定又はPCR法、LAMP法等の適切な遺伝子的手法による検定を行った種子</u></p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 19 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
--	--	--	---	--

<p>20 イスラエル、イタリア、エストニア、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、カナリア諸島、モロッコ、アメリカ合衆国、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>あめりかぼうふう、おおぶどうほおずき、おらんだぜり、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、ソラヌム・ドゥルカマラ、たばこ、チャービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>当該植物の生育期中又は輸出検査時に、PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> <i>Fulfills item 20 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p> <p>ニンジンの種子については、輸入時の2次検査にて遺伝子診断法検査を実施。ただし、輸出国において、遺伝子診断法検査若しくは50℃20分の温湯浸漬若しくは50℃72時間の乾熱処理が行われ、当該病菌が付着していない旨の記載が検査証明書にある場合又は輸入者若しくは管理者から要望があり、輸入時の1次検査の後、輸入者、管理者若しくは植物防疫官により50℃20分の温湯浸漬若しくは50℃72時間の乾熱処理が行われる場合を除く。</p>	<p>新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>
--	--	--	--	---

			<p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><b>種子消毒を実施した場合:</b>  <i>The seeds in the lot were disinfected by heat treatment specified in "Disinfestation and/or Disinfection Treatments" on the certificate to ensure freedom from Candidatus Liberibacter solanacearum.</i></p> <p><b>種子検定を実施した場合:</b>  <i>A sample of 10,000 seeds in the lot was tested by PCR and found to be free from Candidatus Liberibacter solanacearum.</i></p>		
21	<p>大韓民国、中華人民共和国、トルコ、イタリア、ギリシャ、スペイン、スロベニア、フランス、ポルトガル、チリ、<u>オーストラリア</u>、<u>ニュージーランド</u></p>	<p>キウイフルーツ、さるなし、<u>しまさるなし</u>及びみやままたびの生植物（種子及び果実を除き、花粉を含む。）であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3に侵されていないことが特記されていること。</p> <p>一 花粉については、輸出国の政府機関が指定する<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3が発生していない生産園地において生産され、かつ、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われること。</p> <p>二 花粉以外の生植物については、<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3が発生していな</p>	<p>(1) 花粉について  本細菌の発生がない状態が維持されているほ場として輸出国植物検疫機関が指定するほ場で栽培された花から採取され、かつ、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p>(2) 花粉以外の生植物について  本細菌の発生がない状態が維持されている地域として輸出国植物検疫機関が指定する地域で栽培され、本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検</p>	<p>新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>



		い状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。	査証明書に追記すること。 <b>【検査証明書追記例】</b> <i>Fulfills item 21 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
22 パキスタン、マレーシア、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、キプロス、スペイン、フランス、アルジェリア、エジプト、スーダン、ソマリア、チュニジア、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、ベネズエラ、メキシコ、ニュージーランド	ごま、せいようわさび、セロリー、にちにちそう、にんじん、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Spiroplasma citri</i> に侵されていないことが特記されていること。	当該植物の展葉期に、ELISA 法等の適切な血清学的方法又はPCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 <b>【検査証明書追記例】</b> <i>Fulfills item 22 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i>	
23 台湾、イラン、 <del>トルコ</del> 、イタリア、 <del>スペイン</del> 、フランス、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エクアドル、コスタリカ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ	<u>アエスクルス・ヒブリダ</u> 、 <u>アカシア・サリグナ</u> 、 <u>アガティス・アウストラリス</u> 、 <u>アボカド</u> 、 <u>あめりかえのき</u> 、 <u>あめりかさいかち</u> 、 <u>あめりかすずかけのき</u> 、 <u>あめりかはなす</u> 、 <u>あめりかむらさきしきぶ</u> 、 <u>あめりかやまぼうし</u> 、 <u>アルテミア・ダグラシアナ</u> 、 <u>アルヌス・ロンビフォリア</u> 、 <u>アレクトリオン</u>	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、 <i>Xylella fastidiosa</i> に侵されていないこ	当該植物の展葉期に、ELISA 法等の適切な血清学的方法又はPCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。 <b>【検査証明書追記例】</b>	・発生していないことが確認された地域を削除。 ・新たに発生が確認された地域及び宿主植物となることが確認された植物を追

	<p>・<u>エクセルスス、あれちのぎく</u>  <u>、アンペロプシス・アルボレア、</u>  <u>アンペロプシス・コルダタ、アン</u>  <u>ティリス・ヘルマニアエ、イウア</u>  <u>・アンヌア、いちじく、いちよう</u>  <u>、いわだれそう、ウイテクス・ル</u>  <u>ケンス、ウエストリンギア・グラ</u>  <u>ブラ、ウエストリンギア・フルテ</u>  <u>ィコサ、うらじろあかめがしわ、</u>  <u>エウカリプツス・カマルドウレン</u>  <u>シス、エウカリプツス・グロブル</u>  <u>ス、エウリオプス・クリサンテモ</u>  <u>イデス、えぞのへびいちご、エレ</u>  <u>モフィラ・マクラタ、エンケリア</u>  <u>・ファリノサ、おおあれちのぎく</u>  <u>、おきなわすずめうり、おとめふ</u>  <u>うろ、オリガヌム・マヨラナ、オ</u>  <u>リーブ、かなむぐら、カマエクリ</u>  <u>スタ・ファスキクラタ、からたち</u>  <u>、カリコトメ・ビルロサ、かりふ</u>  <u>おるにあすずかけのき、キスツス</u>  <u>・クレティクス、キスツス・サル</u>  <u>ウィーフオリウス、キスツス・モ</u>  <u>ンスペリエンシス、キティスス・</u>  <u>ビルロスス、くろぼとべら、くろ</u>  <u>みぐわ、ゲニスタ・コルシカ、ゲ</u>  <u>ニスタ・モンस्पessラーナ、ケ</u>  <u>ルキス・オッキデンタリス、こし</u>  <u>ようぼく、こせんだんぐさ、コプ</u>  <u>ロスマ・レペンス、コプロスマ・</u>  <u>ロブスタ、コリノカルプス・ラエ</u></p>	<p>とが特記されていること。</p>	<p><i>Fulfills item 23 of the Annexed Table 2-2 of  the Ordinance for Enforcement of the  Plant Protection Act (MAF Ordinance  No73/1950)</i></p>	<p>加。</p>
--	--	---------------------	---	-----------

	<p> <u>ウィガツス、コロキア・コトネア</u>  <u>ステル、コロキア・マクロカルパ</u>  <u>、サルウエア・アピアナ、サルウ</u>  <u>エア・メツリフェラ、さるすべり</u>  <u>、ジャカランダ・ミモシフォリア</u>  <u>、しろざ、しんのうやし、すいか</u>  <u>ずら、せいようきづた、せいよう</u>  <u>きようちくとう、せいようずおう</u>  <u>、せねがるやし、ソリダゴ・フィ</u>  <u>スツローサ、たいさんぼく、たわ</u>  <u>だぎく、チタルパ・タシュケンテ</u>  <u>ンシス、つるうめもどき、ティラ</u>  <u>ンジア・ウスネオイデス、テーダ</u>  <u>まつ、とうぐわ、なんてん、にち</u>  <u>にちそう、ニューサイラン、のぶ</u>  <u>どう、はいきんぼうげ、バージ</u>  <u>ニアづた、バーベナ・リトラリス、</u>  <u>ハロラギス・エレクタ、ピスタシ</u>  <u>オノキ、ピットスポルム・ウンベ</u>  <u>ラツム、ピットスポルム・エウゲ</u>  <u>ニオイデス、ピットスポルム・ク</u>  <u>ラッシフォリウム、びろうどとね</u>  <u>母、ファグナロン・サクサチレ</u>  <u>、フィリレア・ラティフォーリア</u>  <u>、フォルミウム・クッキアヌム、</u>  <u>ふさあかしあ、ぶな、ペカン、ヘ</u>  <u>テロメレス・アルブティフォリア</u>  <u>、ヘリクリスム・イタリクム、ホ</u>  <u>ホバ、ポリガラ・ミルティフォリ</u>  <u>ア、マルウァ・パルウイフロラ、</u>  <u>マルビウム・ウルガレ、まんねん</u> </p>			
--	--	--	--	--

	<p><u>ろう、ミオポルム・ラエツム、むくげ、むくろじ、メリコペ・テルナタ、メリタ・シンクライリー、もみじばふう、ヤポンノキ、ユグランズ・カリフォルニカ、ユニベルス・アシェイ、ゆりのき、ようしゅきだちるりそう、ラティビダ・コルムナリス、レダマ、レッドマルベリー、ロサ・カニナ、ロサ・カリフォルニカ、ロサ・フロリブンダ、エリシムム属植物、おおふとも属植物、おらんだふうろ属植物、かえで属植物、きいちご属植物、きんかん属植物、くわがたそう属植物、こなら属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、すのき（こけもも）属植物、ストレプトカルパス属植物、せんねんぼく属植物、つるにちにちそう属植物、とねりこ属植物、なし属植物、にれ属植物、にわとこ属植物、バッカリス属植物、ぶどう属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニューム属植物、みかん属植物、やなぎ属植物、ラウアンドウラ属植物及びわすれぐさ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの</u></p>				
24	<p>インド、中華人民共和国、<u>バン</u> <u>グラデシュ</u>、アフガニスタン、</p>	<p>とうがらし、トマト、<u>はりなすび</u>、<u>ばれいしよ</u>及び<u>ペチュニア</u>属植物</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していない</p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植</p>	<p>・発生していないことが確認さ</p>

<p>イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、スペイン、スロベニア、チェコ、ドイツ、フランス、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、マルタ、<u>モンテネグロ</u>、ロシア、エジプト、ガーナ、ナイジェリア、アメリカ合衆国、<del>コスタリカ</del>、<del>手紙</del>、ドミニカ共和国、ベネズエラ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>	<p>の種子であつて栽培の用に供するもの並びに<u>アトリプレクス・セミルナリス</u>、<u>アボカド</u>、<u>いぬほおずき</u>、<u>おおせんなり</u>、<u>コニザ・ボナリエンシス</u>、<u>しまほおずき</u>、<u>ストレプトソレン・ジェイムソニー</u>、<u>せんなりほおずき</u>、<u>ソラヌム・ラントネッティー</u>、<u>ダツラ・レイクハルティー</u>、<u>タマサngo</u>、<u>つるはななす</u>、<u>とうがらし</u>、<u>トマト</u>、<u>はりなすび</u>、<u>ばれいしよ</u>、<u>ペピーノ</u>、<u>ラゴディア・エレマエア</u>、<u>カリブラコア属植物</u>、<u>ケストルム属植物</u>、<u>ダリア属植物</u>、<u>ブルグマンシア属植物</u>及び<u>ペチュニア属植物</u>の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>ことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Potato spindle tuber viroid</i>（ジャガイモやせいもウイルス）に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について</p> <p>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検査証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 24 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	<p>れた地域を削除。</p> <p>・新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>
<p>25 中華人民共和国、シリア、<u>トルコ</u>、<u>アイルランド</u>、<u>イタリア</u>、<u>英国</u>、<u>オーストリア</u>、<u>オランダ</u>、<u>キプロス</u>、<u>ギリシャ</u>、<u>スイス</u>、</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、<u>いぬほおずき</u>、<u>エキウム・クレティクム</u>、<u>エキウム・フミレ</u>、</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p>	<p>(1) 種子について</p> <p>採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてELISA法等の適切な血清学的方</p>	<p>・発生していないことが確認された地域を削除。</p>

<p>スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、<del>フィンランド</del>、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ</p>	<p>きだちたばこ、けちようせんあさがお、ケノポディウム・ムラレ、コニザ・アルビダ、シシンブリウム・イリオ、タラクサクム・ウルガレ、ディプロタクシス・エルコイデス、トマト、バツシア・スコパリア、ばれいしよ、ピプタテルム・ムルティフロルム、ひろはひるがお、ペピーノ、ほんきんせんか、めぼうき、モリカンディア・アルウェンシス、ようしゆきだちるりそう、おおばこ属植物、オノポルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>と。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Pepino mosaic virus</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>法又はRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、ELISA法等の血清学的方法による検定にあつては最大250粒ずつ、RT-PCR法等の遺伝子的手法による検定にあつては最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体についてELISA 法等の適切な血清学的方法又はRT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検査証明書追記例】</b> <i>Fulfills item 25 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	<p>・新たに発生が確認された地域及び寄主植物となることが確認された植物を追加。</p>
---	--	---	---	--

<p>26 イタリア、英国、デンマーク、ドイツ、フランス、マリ、アメリカ合衆国、カナダ、コスタリカ</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマトントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスケンス、コルムネア・エリトロファエア、トマト、ネマトンツス・ウェッツテイニ及びブルンフェルシア・ウンドウラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Columnnea latent viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b> <i>Fulfills item 26 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
<p>27</p>	<p><del>ソラヌム・カルディオフィルム及</del></p>	<p><del>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、そ</del></p>	<p><del>生育期中又は輸出検査時に、同</del></p>	<p>学名の整理によ</p>

<p><del>カナダ、メキシコ</del></p>	<p><del>びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</del></p>	<p><del>の検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</del>  <del>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Mexican papita viroidに侵されていないことが特記されていること。</del></p>	<p><del>一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</del></p> <p><del>【検疫証明書追記例】</del>  <del>Fulfills item 27 of the Annexed Table 2.2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No.73/1959)</del></p>	<p>り <i>Tomato planta macho viroid</i> とされたため第31項へ統合</p>
<p>28 インドネシア、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、クロアチア、スロベニア、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ガーナ、チュニジア、セネガル、コートジボワール</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにストレプトソレン・ジェイムソニー、ソラナム・ラントネッティー、たまさんご、つるはななす、トマト、ケストルム属植物及びブルグマンシア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。  2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato apical stunt viroid</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>(1) 種子について  採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について  生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽</p>	



			<p>出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 28 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
29	<p>インド、英国、スロベニア、チェコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ</p> <p>トマト及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、ひめつるにちにちそう、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato chlorotic dwarf viroid</i>（トマト退緑萎縮ウィロイド）に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>（1）種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>（2）生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽</p>	<p>有害植物の和名の追加</p>

			<p>出した検体について、RT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検疫証明書追記例】</b></p> <p><i>Fulfills item 29 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
30 タイ、オランダ、カナダ	とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Pepper chat fruit viroid</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>(1) 種子について 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子についてRT-PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウィロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、検定は、国際種子検査協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した4,600粒について、最大400粒ずつ行うこと。</p> <p>(2) 生植物について 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について、RT-PCR</p>	

			<p>法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検査証明書追記例】</b>  <i>Fulfills item 30 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	
<p>31  <u>カナダ、メキシコ</u></p>	<p><u>ソラヌム・カルディオフィルム</u>及び<u>トマト</u>の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato planta macho viroid</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について RT-PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本ウイロイドに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</p> <p><b>【検査証明書追記例】</b>  <i>Fulfills item 31 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	<p>学名の整理により、第 27 項の <i>Mexican papita viroid</i> の発生国及び宿主植物を反映。</p>

<p>32  <u>インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア</u></p>	<p><u>エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・プルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インペルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供するもの</u></p>	<p><u>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</u>  <u>2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、Peronospora chlorae に侵されていないことが特記されていること。</u>  <u>一 種子については、Peronospora chlorae が発生していない状態が維持されている地域として輸出国の政府機関が指定する地域において生産されること。</u>  <u>二 種子以外の生植物については、輸出国の政府機関が指定する Peronospora chlorae が発生していない栽培施設において生産されること。</u></p>	<p><u>(1)種子について</u>  <u>採種用の親植物について、本菌の発生がない状態が維持されている地域（ほ場及び栽培施設を含む。）として輸出国植物検疫機関が指定する地域で栽培されたことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>  <u>(2)生植物について</u>  <u>本菌の発生がない状態が維持されている地域で栽培された親植物から採種された種子から生産され、本菌の発生がない状態が維持されている施設として輸出国植物検疫機関が指定する栽培施設で次の措置を行って栽培されたものについて、未使用の又は60℃以上で30分間以上熱処理された培養資材が使用されていることを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u>  <u>ア 栽培施設及び栽培に用いる器具の消毒</u>  <u>イ 生育期中の薬剤散布</u></p> <p><b>【検査証明書追記例】</b>  <i>Fulfills item 32 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)</i></p>	<p>新たに追加する基準、その対象地域及び対象植物を規定。</p>
---	---	--	--	-----------------------------------